

和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長等が特に必要なものとして規則で定める書面

2 前項に規定する申請ができるものは、法人その他の団体とする。

(選定基準)

第3条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の基準により総合的に審査及び選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公の施設を適正に管理するに当たり十分な能力を有するものであること。

2 市長等は、前項に規定する指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、和泉市個人情報保護条例(平成11年和泉市条例第3号)に規定する事項を遵守し、個人情報適切に保護されるよ

う配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協定の締結)

第5条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の要求等)

第7条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、指定の期間が終了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消されたとき若しくは管理の業務の全部若しくは一部を停止されたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。